

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十四号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「非課税地方独立行政法人（法第二十五条第一項第一号に規定する非課税地方独立行政法人をいう。第百十二条の七第一項において同じ。）」、公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

第五十六条第十項中「及び第七十三条の二十七の五」を「第七十三条の二十七の第三項及び第七十三条の二十七の六」に、「第七十三条の二十七の第三項（法第七十三条の二十七の四第二項及び第七十三条の二十七の六）」を「第七十三条の二十七の四第四項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七）」に改める。

第六十四条の二中「第七十三条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三」に改め、同条を第六十四条の二の二とし、第六十四条の次に次の一条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅に対する不動産取得税の減額の申請手続）

第六十四条の二 法第七十三条の二十七の二第一項の規定によつて不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
い。

一 納税義務者の住所及び氏名

二 取得した耐震基準不適合既存住宅（法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積

三 前号の住宅を取得した年月日

四 第二号の住宅が新築された年月日

第六十四条の三第一項中「第七十三条の二十七の三」を「第七十三条の二十七の四」に改め、同条第二項中「第七十三条の二十七の四」を「第七十三条の二十七の五」に改め、同条第三項中「第七十三条の二十七の五」を「第七十三条の二十七の六」に改め、同項第一号中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下「農地保有合理化法人等」という。）」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下「農地利用集積円滑化団体等」という。）」に改め、同項第二号中「農地保有合理化法人等が基盤強化法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体等が基盤強化法第四条第三項第一号ロ」に、「（同条）」を「又は同法第七条第一号に掲げる事業（それぞれ同法第四条）に改め、同項第三号及び第四号イ中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同号ロ中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に、「第四条第二項第三号」を

「第七条第三号」に改め、同項第五号中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第四項中「第七十三条の二十七の六」を「第七十三条の二十七の七」に改める。

第六十五条第六項中「第七十三条の二十七の六」を「第七十三条の二十七の七」に、「第七十三条の二十七の三」を「第七十三条の二十七の四」に、「以内の」を「以内に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七十三条の二十七の五」を「第七十三条の二十七の六」に、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七十三条の二十七の四」を「第七十三条の二十七の五」に、「第七十三条の二十七の三」を「第七十三条の二十七の四」に、「当該不動産」を「当該建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十三条の二十七の三」を「第七十三条の二十七の四」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七十三条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七十三条の二十七の二第二項の規定によつて不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨を申告しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行うことを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該耐震基準不適合既存住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名

二 取得した耐震基準不適合既存住宅の所在、家屋番号、構造及び面積

三 前号の住宅を取得した年月日

第六十六条中「（法第七十三条の二十七の四第二項及び第七十三条の二十七の六）を」、「第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七）」に、「第七十三条の二十七の五」を「第七十三条の二十七の六」に、「又は第七十三条の二十七の六」を、「第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七」に改める。

第六十七条第一項中「及び第七十三条の二十七の五」を、「法第七十三条の二十七の第三項及び第七十三条の二十七の六」に改め、同項第一号中「第六十四条の二各号」の下に、「第六十四条の二の二各号」を加え、同条第二項中「第七十三条の二十七の三第四項（法第七十三条の二十七の四第二項及び第七十三条の二十七の六）」を「第七十三条の二十七の四第四項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七）」に改める。

第一百一条中「前条」を「第百条」に改める。

第一百十二条の七第一項中「非課税地方独立行政法人、公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

第二百二十三条中「第二十條」の下に「又は第四十二條」を加える。

附則第九條第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十條の二第一項及び第二項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。
附則第十二條の二第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十三條第一項中「第六十四條の二」を「第六十四條の二の二」に、「第七十三條の二十七の二」を「第七十三條の二十七の三」に改め、同條第二項中「第六十四條の二」を「第六十四條の二の二」に、「(法第七十三條の二十七の四第二項及び第七十三條の二十七の六)」を「第七十三條の二十七の四第二項(法第七十三條の二十七の五第二項及び第七十三條の二十七の七)」に、「第七十三條の二十七の五第二項」を「第七十三條の二十七の六第二項」に、「又は第七十三條の二十七の六」を「第七十三條の二十七の六第一項又は第七十三條の二十七の七」に、「及び第七十三條の二十七の五」を「法第七十三條の二十七の三第三項及び第七十三條の二十七の六」に改め、「第六十四條の二各号」の下に「、第六十四條の二の二各号」を加え、「第六十四條の二各号」を「第六十四條の二の二各号」に改める。

附則第十四條第一項第四号イ(3)中「エネルギー使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十條第一号」を「第八十條第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

附則第十四條の二第一項中「家用の自動車」を「営業用の自動車(」に、「)以外」のもの」を「以下この項において同じ。」を除く。)及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同條第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同條第三項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附則第十四條の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十八條第一項中「第三項及び第四項」を「以下この條」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車(専らメタノール」に、「、メタノール」を「をいう。)、混合メタノール自動車(メタノール」に、「及びガソリン」を「をいう。)&及びガソリン」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「経過する」を「経過した」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年十月一日(」の下に「同法第四十條第三号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第四号及び第六項第五号において「排出ガス保安基準」という。)」に、「附則第五條の二第九項」を「附則第五條の二第一項」に改め、「この号

「の下に「及び第六項第二号」を加え、「附則第五条の第二十項」を「附則第五条の第二項」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するものをいう。第六項第三号において同じ。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（第六項第四号及び第八項において「基準エネルギー消費効率」という。）」に、「次項及び第六項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「附則第五条の二第十一項（第六項）」を「附則第五条の二第六項（第八項）」に、「附則第五条の二第十五項」を「附則第五条の二第十四項」に改め、同項に次の表を加える。

第百十五条第一項第一号イ	
七千五百円	四千元
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千元
一万三千八百円	七千元
一万五千七百円	八千元
一万七千九百円	九千元
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千元
二万七千二百円	一万四千元
四万七百元	二万五百円
二万九千五百円	一万五千元
三万四千五百円	一万七千五百円
三万九千五百円	二万円
四万五千円	二万二千五百円
五万千円	二万五千五百円
五万八千円	二万九千元
六万六千五百円	三万三千五百円
七万六千五百円	三万八千五百円
八万八千円	四万四千元
十一万千円	五万五千五百円

第百十五条第一項第一号ロ

第百十五条第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円		
	九千円	四千五百円		
	一万二千円	六千円		
	一万五千円	七千五百円		
	一万八千五百円	九千五百円		
	二万二千円	一万千円		
	二万五千五百円	一万三千円		
	二万九千五百円	一万五千円		
	四千七百円	二千四百円		
	八千円	四千円		
	一万千五百円	六千円		
	一万六千円	八千円		
第百十五条第一項第二号ロ	二万五百円	一万五百円		
	二万五千五百円	一万三千円		
	三万円	一万五千円		
	三万五千円	一万七千五百円		
	四万五百円	二万五百円		
	六千三百円	三千二百円		
	七千五百円	四千円		
	一万五千五百円	八千円		
	一万二千円	五千五百円		
	二万六百元	一万五百円		
	第百十五条第一項第二号ハ(1)	一万二千円	六千円	
		一万四千五百円	七千五百円	
一万七千五百円		九千円		
二万円		一万円		
二万二千五百円		一万千五百円		
二万五千五百円		一万三千円		
二万九千円		一万四千五百円		
二万六千五百円		一万三千五百円		
三万二千円		一万六千円		
三万八千円		一万九千円		
四万四千円		二万二千円		
五万五百円		二万五千五百円		
第百十五条第一項第二号ハ(2)	五万七千円	二万八千五百円		
	六万四千円	三万二千円		
	第百十五条第一項第三号イ(1)	二万六千五百円	一万三千五百円	
		三万二千円	一万六千円	
		三万八千円	一万九千円	
		四万四千円	二万二千円	
		五万五百円	二万五千五百円	
		五万七千円	二万八千五百円	
		六万四千円	三万二千円	
		第百十五条第一項第三号イ(2)	六千五百円	三千五百円
			九千円	四千五百円
			一万二千円	六千円
一万五千円			七千五百円	
一万八千五百円			九千五百円	
二万二千円	一万千円			
二万五千五百円	一万三千円			
二万九千五百円	一万五千円			
四千七百円	二千四百円			
八千円	四千円			
一万千五百円	六千円			
一万六千円	八千円			

第百十五条第一項第三号口(1)	一万二千元	六千元	
	一万四千五百円	七千五百円	
	一万七千五百円	九千元	
	二万円	一万円	
	二万二千五百円	一万千五百円	
	二万五千五百円	一万三千円	
	二万九千元	一万四千五百円	
	三万三千元	一万六千五百円	
	四万円	二万五百円	
	四万九千元	二万四千五百円	
第百十五条第一項第三号口(2)	五万七千元	二万八千五百円	
	六万五千五百円	三万三千円	
	七万四千元	三万七千元	
	八万三千元	四万五千五百円	
	四万五百円	二千五百円	
	六千元	三千円	
	第百十五条第一項第五号イ(1)	一万二百円	五千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		一万二千元	六千元
		六千五百円	三千五百円
第百十五条第一項第五号イ(2)		一万四千元	七千元
		二万三千六百円	一万二千元
		二万七千六百円	一万四千元
		三万六千六百円	一万六千元
		三万六千元	一万八千元
		四万八百元	二万五百円
	四万六千四百円	二万三千五百円	
	五万三千二百円	二万七千元	
	六万二千二百円	三万千円	
	七万四百円	三万五千五百円	
第百十五条第一項第五号ロ(3)	八万八千八百円	四万四千五百円	
	二万五千五百円	一万三千円	
	一万六千元	八千円	
	八千元	四千円	
	第百十五条第二項第一号	三千七百円	千八百円
		四千七百円	二千三百円

第百十五條第二項第二号		六千三百円	三千二百円
五千二百円	二千六百円	六千三百円	三千二百円
三千二百円	四千元	八千元	

附則第十八条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第五条の二第十二項（次項）を「附則第五条の二第七項（第八項）」に、「附則第五条の二第十五項」を「附則第五条の二第十四項」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 次に掲げる自動車に対する第百十五條の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十八年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除き、第百十五條第一項第一号に規定する乗用車及び同項第五号に規定する特種用途車に限る。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第十項に規定するものに適合するもの

第百十五條第一項第一号イ		七千五百円	二千元
八千五百円	二千五百円	九千五百円	二千五百円
三千五百円	四千元	一万三千八百円	三千五百円
		一万五千七百円	四千元

第百十五条第一項第二号イ	第百十五条第一項第二号ハ(1)	四万七百元	一万七百元
		二万七千二百円	七千円
		二万三千六百円	六千円
		二万五百円	五千五百円
		一万七千九百元	四千五百円
		二万九千五百円	七千五百円
		三万四千五百円	九千円
		三万九千五百円	一万円
		四万五千元	一万五千五百円
		五万八千元	一万三千円
		六万六千五百円	一万四千五百円
		七万六千五百円	一万七千円
		八万八千元	一万九千五百円
		十一万円	二万二千元
六千五百円	二千円		
九千円	二千五百円		
一万二千元	三千円		
一万五千元	四千円		
一万八千五百円	五千円		
二万二千元	五千五百円		
二万五千五百円	六千五百円		
二万九千五百円	七千五百円		
四千七百元	千二百円		
八千元	二千円		
一万千五百円	三千円		
一万六千元	四千円		
二万五百円	五千五百円		
二万五千五百円	六千五百円		
三万円	七千五百円		
三万五千元	九千円		
四万五百円	一万五百円		
六千三百円	千六百元		
七千五百円	二千円		
一万五千五百円	四千円		
一万二百円	三千円		
第百十五条第一項第二号ハ(2)			

第百十五条第一項第三号イ(1)	二万六百元	五千五百円
	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千元	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
第百十五条第一項第三号イ(2)	三万八千元	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千円
	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
第百十五条第一項第三号ロ(1)	二万九千元	七千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万二千五百円	六千円
	二万円	五千円
	三万三千円	八千五百円
	四万円	一万五百円
	四万九千元	一万二千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
第百十五条第一項第四号	八万三千元	二万千円
	四万五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	一万二百円	三千円
	一万八千五百円	五千円
第百十五条第一項第五号イ(2)	一万二千円	三千円
	六千五百円	二千円
	一万四千円	三千五百円

第百十五条第一項第五号ロ(2)	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八 hundred 円	一万五百円
	四万六千四百円	一万二千元
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四百円	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
第百十五条第一項第五号ロ(3)	二万五千五百円	六千五百円
	一万六千円	四千元
	八千円	二千元
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
第百十五条第二項第一号	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	三千三百円	千六百元
	八千円	二千元

7 エネルギー消費効率が平成二十七年基標準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二十一项に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十八年年度の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十八条第八項中「第三項、第四項（第六項）」を「第三項及び第四項（これらの規定を前項）」に、「第五項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第七項」を「並びに第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 第三項（第四号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、平成二十七年基標準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第五条の二十二項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基標準エネルギー消費効率（基標準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年

度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として
地方税法施行規則附則第五条の二第十三項に規定する方法によりエネルギー消費効率を
算定しているものについて準用する。この場合において、第三項第四号中「平成二十七
年度以降」とあるのは「平成二十二年度以降」と、「平成二十七年基準エネルギー消
費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」と
あるのは「百分の百三十八」と、第四項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」
とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数
値」と読み替えるものとする。

附則第十八条の二第一項中「同項に」を「法附則第五十四条第一項各号に掲げる期間に
取得された附則第十四条の五第一項に」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」
を「当該各号に定める年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広島県条例(以下「新
条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分
の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、な
お従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行
日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施
行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対し
て課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動
車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の自動車
税について適用し、平成二十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。
2 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の広島県税
条例附則第十八条の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び
平成二十五年度分の自動車税の徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、
なお従前の例による。